

詐欺被害の防止に関する学習会の開催について

消費者問題への関心・知見を高めるため、食品ロスから学ぶ『エシカル消費』と題して学習交流会が開催されました。

- 日時 令和5年12月9日（土） 13:00～15:30
- 会場 島根県立大学 浜田キャンパス
- 参加者 89名
- テーマ 「『カモリズム社会』を生き抜く3つの方法」
- 講師 夏原 武氏（ノンフィクションライター、「クロサギ」「正直不動産」の漫画原作者）
- 内容 講演

詐欺の様々な手口を紹介して、被害に遭わないためにどうすればいいかをわかりやすく解説していただきました。

消費者見守り座談会

登壇者：夏原 武氏、

村井栄美子氏（浜田市周布地区民生児童委員）、

渡辺ゆう奈氏（県立大学しまね防犯サークルSCOT）、

津森美教氏（弁護士・消費者ネットしまね副理事長）

消費者被害に遭わないためにどうすればいいかをそれぞれの立場で意見交換を行っていただきました。

- 当日の様子は県内各地域のケーブルテレビでの放映やYouTube配信を実施

特定非営利活動法人消費者ネットしまね主催 / 島根県委託事業

「カモリズム社会」を 生き抜く3つの方法

あなたはカモられている!? 人気コミック「クロサギ」「正直不動産」「カモのネギには毒がある 加茂教授の人間経済学講義」の原案・夏原武さんのお話から、私たちが身を守るためのヒントが見つかるはずです。

令和5年
入場無料 12月9日(土)
午後1時～3時30分 (受付開始12時30分)

会場 島根県立大学浜田キャンパス (浜田市)
講義・研究棟1階 中講義室4

定員 100名

お問い合わせ先: showhisyanet_ehimane@gmail.com

※1 夏原武さん講演 ※2 消費者見守り座談会 ※3 夏原さんとのジャンケン大会

夏原さんとのジャンケン大会
勝ち抜いた方に
コミック本をプレゼント!

「クロサギ」©黒丸・夏原武 / 小学館
「カモのネギには毒がある 加茂教授の人間経済学講義」©甲斐谷悠ブログダツ・夏原武・集英社「グランドジャンプ」連載中

正直不動産! ©大谷アキラ・夏原武・水野光博 / 小学館
「ビッグコミック」連載中

「専門家講師派遣事業」の実施について

消費者の学びの場に、消費者ネットしまねの専門家会員（弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教員、管理栄養士等）が講師として出向き、出前講座を計25回にわたり実施されました。

■費用

講師の謝金・旅費は無料（消費者ネットしまねの負担）

■学びのテーマ 【以下のテーマのほか、地域の希望や目的等に応じるオーダーメイド方式】

- 1) 成年年齢引き下げと若者の消費者トラブル
- 2) 消費生活において重要な契約の基礎知識
- 3) 消費生活において若者が狙われている ～テート商法、マルチ商法～
- 4) SNSをきっかけとした消費者の被害 ～ネット通販、アダルトサイト～
- 5) 消費生活における選ぶ権利と不当表示 ～健康食品と誇大広告～
- 6) 欠陥商品から消費者の安全を守るために ～スマホが火を噴いた！～
- 7) 悪質な業者にだまされる消費者の心理 ～消費者心理学～
- 8) 消費者トラブルの解決方法を知ろう！
～消費者のための民事の紛争解決手続と行政の支援～
- 9) 民法改正（債権法）と私たちの暮らし
- 10) キャッシュレス決済の仕組みと注意点
- 11) 知っておきたい相続法の改正
- 12) エシカル消費のすすめと消費者がつくる社会 ～SDGsと消費者～
- 13) ひとりでは弱い消費者と消費者団体 ～消費者の自立と連帯～
- 14) 判断力の衰えと老後の生活 ～成年後見制度の活用～
- 15) もったいない食品ロスを減らすには
- 16) 霊感商法や献金被害の防止と救済
- 17) 知っておきたい社会保険制度の種類と役割
- 18) 元気なシニアライフに備えて
- 19) 不当な契約から解放される方法 ～クーリング・オフ～
- 20) フェアトレードのマチづくり
- 21) コロナ禍で求められる新たな生活様式と新たな悪質商法
- 22) エネルギー問題と地球環境問題



県外の適格消費者団体の活動・取組に関する調査

適格消費者団体の認定に向けて情報収集を行うとともに、令和6年2月の全国消費者フォーラムでは朝田理事長が発表を行われました。

県内の適格消費者団体の活動・取組に関する調査

県内の市町村で活動されている消費者問題研究協議会（消問研）や民生児童員協議会に対してヒヤリングを行うことにより、地域における実態を把握し、今後の活動につながるヒントが得ることができました。

**あなたは、
幸せに暮らしたいですか？
あなたは、一人の力で
幸せに暮らしていけますか？**

このリーフレット
読んでください！

近年、高齢者や障がい者の方を助けた消費者被害が数多く見受けられますが、消費者被害を防止・救済し、誰一人取り残されない人にやさしい社会をつくるためには、地域の見守り活動が重要です。そこで、より充実した見守り活動のあり方考え実行していくために、この度、島根県の各地域で見守り活動されている消費者団体や民生児童員協議会のみなさんに対してヒアリング調査をしました。ヒアリング調査を通して、みなさんにお伝えしなければいけないことが明らかになりましたので、見守りネットワークの課題と展望として、そのいくつか紹介させていただきます。

なお、ヒアリング調査にご協力いただいた各団体・機関のみなさんにお礼申し上げます。

2024年 3月

NPO法人消費者ネットしまね
代表 朝田良作

**困った時は
すぐに相談！**

消費者ホットライン
局番なしの 188
*最寄りの消費者センターなどにつながります。

島根県消費者センター
松江：0852-32-5916
益田：0856-23-3657

消費者ネットしまね
TEL:0850-0850 松江市国府町592番地3-1
電話：0852-32-5272
FAX：0852-32-5282

当法人は弁護士、司法書士、消費生活相談員、生協などをメンバーにしたNPO法人です。みなさんからの情報提供に基づき、事業者の不当な取引や誇大広告などにより、多くの消費者の方が被害を被るおそれがあると判断された場合に、事業者に対して改善すべき申入れを行い、消費者被害の防止と救済をはかっていく法人です。

誰一人取り残されない、
人にやさしい社会づくり

**見守り
ネットワーク
の課題と展望**

令和5年度島根県消費者ネットワーク化事業

1. 消費者団体とは？

消費者は、企業との間に情報の質と量や交渉力などにおいて著しく格差があり、社会的経済的弱者です。

消費者一人では解決できない消費者問題を消費者の力を結集して、企業との関係で解決するための団体です。

高根県には、消費者センターや役場などと連携し、消費者教育・啓発活動などを行っている消費者問題研究協議会などの団体があります。



2. 民生児童委員ってなに？

～もっと知ろう民生児童委員のこと～

民生委員は、各地域の住民方の相談によって必要な支援を行い、社会福祉の増進に努める方々で、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行っています。

民生児童委員は地域の多くの人が幸せに暮らしていけるようボランティア活動されている方々ですが、その活動内容はあまり知られていません。

高根県には合計2,220人の民生児童委員が活動されています。

3. 消費者団体の活動と民生児童委員の活動が関係するの？

消費者団体は、生命の人間が、それぞれの地域でより豊かで幸せに暮らしていける、持続可能な社会をつくることを目的にしております。それは憲法の幸福追求権などの基本的人権の考え方に、その根拠を置いています。民生児童委員さんは、訪問活動などを通して地域の実情に精通しておられ、社会福祉の増進に日々取り組まれています。それは、消費者団体と同じ憲法の基本的人権の考え方に依拠した活動だと言えます。

現在、先の見えない世の中になっていますが、民生児童委員のみならずとも手を携えた見守りネットワークを築いて、すべての人が幸せに人間らしく生きていける社会を目指して取り組むことがとても大事になっています。



4. 消費者団体と民生児童委員に共通した課題は？

双方とも活動の範囲は広くなっており、業務負担が増えている。担い手が確保できない状況が共通した課題になっています。

某民生児童委員協議会の会長さんからは、「民生児童委員に寄せられる相談事も多様になっており、委員がそれを適切につなげて解決の方向にもっていけるようになるためにサポートしてほしい。」などの要望が述べられました。

また、消費者団体の担い手の確保については、「これまでの活動内容を改めて若い人に参加してもらえる内容にしたいので、サポートしてほしい。」などの意見が某消費者団体から当法人に対して出されました。

具体的に検討したいと考えています。

5. 「気づき」「声かけ」「つなぐ」が大切！

いろんな問題で困っておられる地域の人がより豊かで幸せに暮らしていけるように支援するためには、困っていることに「気づき」「声かけ」、地域包括支援センターや消費者センターなどの専門の機関による相談へ「つなぐ」ことが大切です。

「相談事を正確に捉えて相談処理できることへ適切に振り分けることができるための研修が必要であるので、専門家の講師派遣などにより協力してほしい。」などのご意見がありました。

当法人としても協力させていただきます。